

# 筑前宗像勝浦浜の僧忍照と漢語「差別」・漢語「投機」管窺

小 山 一 乘

はじめに

本稿のねらいは、拙前稿「国保の源流の「定札」制度創設背景の児童福祉「産子養育」管窺」（駒澤大學『仏教経済研究』第四十八号、令和元年五月、二五～四八頁）で取り扱った造り酒屋当主永島半次兵衛寛勝（出家して僧忍照）が希求する「平等」とは対義関係の「差別」解消を念い、托鉢（たくはつ）を行じ、江戸時代三大飢饉の一の享保の飢饉下、食糧米確保に私財を投じ調達の機（き）を屯（なぐ）み待つ（ま）つ忍照が提題（ていだい）する仏教由来の漢語「差別」問題再考のため、さらに、speculation訳語として経済学が借用した経済用語としての屯（なぐ）みつ時を待つ意味の訳語・漢語「投機」問題を「宗教教育」という観点から考える端緒を得る覚書を断章的に作成するのが本稿のねらいである。

なおここでの漢語とは「①漢字音から成る語。漢字の熟語。↑和語。②漢民族の言語。中国語。」（『広辞苑』第七版）にみえる「漢字音から成る語。漢字の熟語」の意味である。ただし「近代新漢語」といわれる漢語がある。それは「近代において西洋由来の新概念などを表すために、翻訳借用として盛んに造られた漢語」であり、つまり、「西学東漸の際、西洋由来の学問を受け入れるために、東アジアの中国と日本で新しく作り出された漢語」<sup>[1]</sup>群を指すことがある。和製新漢語の典型例として“philosophy”の訳語として西周（一八二九～一八九七）訳出の「哲学」

は周知事である。この場合、(新)漢語「哲学」と表現する。新漢語は「和製新漢語と華製新漢語との二分類」<sup>(2)</sup>があるのは周知事である。本稿では胡新祥氏論文の用語法に従って漢語「差別」、漢語「投機」等と表記する。<sup>(3)</sup>

## 一 忍照が問題としたマイナスの意味での漢語「差別」

——正当な理由なく劣ったものとして不当に扱うこと——

忍照が提題する「産子が貧富の差や身体障害児という理由で、或いは迷信等の理由で差別対象だった双子(二人の内一人は捨子)等をも含め『産子捨て申さざるよう』とあるように、産子の「捨て殺し」差別防止の教化活動<sup>(4)</sup>をした忍照は、勝浦村と勝浦浜を托鉢をして回り、家々から志をうけて、生活困窮者には米・麦を与え、自らの思想「産子はみんな平等である」を教化し続け、徐々に理解者を得ていったといわれる。せつかく生まれたのだから、せめて生まれたときくらい平等に同じ着物を着せて祝ってあげようと「産着の統一」化運動をした。「やがて彼とその一族をはじめ相当の資金が集まり、勝浦村で生まれた子供はすべて同じ産着を着ることとなった」<sup>(5)</sup>。

忍照の提題は、産子に対する差別未然防止・解消、仏教の平等の具現化であり、漢語「平等」と漢語「差別」との対義(語)関係が浮き彫りになる。忍照が問題とした漢語「差別」は、漢語「差別」がもつ否定的なマイナスの意味の「わけへだて。正当な理由なく劣ったものとして不当に扱うこと」<sup>(6)</sup>であり、本来的にもつ「区別」の意味つまり「他との違いを明確にして、独自性を積極的に示すこと。」の義の「差別化」の「差別」の義とは異なる。

## 二 西日本打撃の享保の飢饉災禍下、

### 私財投じ下関で北国米購入で難民救済志向（翌年江戸に米一揆）

#### 1 享保の大飢饉

##### i 難民救済のため私財投じ渡海点下関にて北国米購入

漁村の難民の飢餓（長期的）・飢饉（一時的・短期的）災禍からの救済のために、とくに西日本で広範囲の享保の大飢饉渦中、一七三二（享保十七）年「私財を投じ下関で北国米を買い（略）難民を救助」しようとして寛勝が現れた下関は、「古くから本州と九州を結ぶ渡海点の「関の町」で、「毛利本支藩及び九州、北陸諸藩が払下げる蔵米を主とし、その投機的取引をつづけてきたものである。」と指摘される正米問屋のある投機的商業空間の港町である。玄界灘海岸勝浦浜に位置する造り酒屋の当主永島半次兵衛寛勝（後の忍照）の地は、玄界灘の荒波は難儀だが陸路でなく海路からの流通を試行・思案する地理空間にも位置している。

寛勝が下関に現れた年は、享保の大飢饉の時局である。畿内以西の稲作は大損害を受けた。損害が過半に及んだ藩は四六藩、過去五年平均の年貢収入の四分の三近くを失い、その他の藩や幕領も甚だしい減収となり、被災民二六五万人、餓死者一万二千人に達したという。

##### ii 仏者忍照・寛勝の「払い下げ米（蔵米）」投機的購入企図の活計看取（仏教と経済との「投機」意味空間）

彼は家業が造り酒屋だから、酒造米の品質評価にはその鑑識眼が不可欠であり、米の流通の経済上の仕組み・かわらくりと相場変動を凝視し「思惑」して機に屯みつ私財を投じる商才の働く才覚が寛勝にあるのも想像に難くはない。そうであるならば、勝浦の飢饉難民のために、少しでも多く、少しでも安くとの「屯」・「思惑」で、払下げ米

(蔵米)<sup>(14)</sup> の投機的購入を企図しての下関への東奔西走ではないかとの想像は難くない。現に「江戸時代、諸大名が年貢米を貨幣化するため、大坂などに設けた藩の蔵屋敷を通じて払い出した米穀」は、その払い下げの際の、売り手、買い手の間で、「思惑」がはたらき、相互に相場的駆け引き乃至は投機的商感覚がはたらくと推察される。仮に推察にしたがうならば、寛勝の脳の思考回路には、多くの差別的な困窮民救済のために、投機的に、少しでも低価格で、その分、少しでも大量に購入するために活計を尽くしたと推察される。

### 三 飢饉・飢餓的現実の危機的・限界的・差別的悲運の捕捉の根柢（どう説く）

#### ——天命説か

#### 1 捨子（捨て殺し）の場合（日本）

松尾芭蕉『野ざらし紀行』の「富士川の捨て子」の現実を天命と捕捉する思想的典拠を考える。

富士川のはとりを行に、三つ計なる捨子の、哀氣に泣有。この川の早瀬にかけてうき世の波をしのごにたえず。露計の命待まと、捨置けむ、小萩がもとの秋の風、こよひやちるらん、あすやしほれんと、袂より喰物なげてとをるに、

猿を聞人捨子に秋の風いかに

いかにぞや、汝ち、に悪まれたる状、母にうとまれたるか。ち、は汝を悪にあらじ、母は汝をうとむにあらじ。唯これ天にして、汝が性のつたなき（を）なけ。<sup>(15)</sup>

芭蕉は捨子に対して、袂から食べ物を投げ与えて立ち去る。芭蕉のこの対応に關しての研究・諸説があるが詳細は別稿に譲る。ともあれ芭蕉をもつてしても、いかんともしがたい危機的・限界的狀況に置かれてゐる捨子に對しての芭蕉のその場面での決着は「これは、ただただ天が成したことで、お前のもつて生まれた悲運の定めと、嘆くほかないのだよ。」といい、捨子への保護・養育の決着をせずに、おかれた狀況をいわゆる天命として甘受せよと決する。その思想的根柢は何に由来するのか。

i 藤井晴子の設問——仏教的影響か、莊子的影響か——

敬慕する西行の仏教的影響とみるか(藤村作)<sup>(16)</sup>、或いは仮に、仏教でなければ莊子の影響とみるか(頼原退蔵)<sup>(17)</sup>。「芭蕉学者の中には、莊子の影響を相当大きく取り上げている人と、そうでない学者と、その観方は色々である。」として學者を対比的挙例するなかで、藤村作と頼原退蔵について、藤井晴子は次の指摘をしている。

藤村作氏は『上方文学と江戸文学』で「芭蕉が最も私淑したのは西行であり、宗教的には信仰を求めて遂に得ず、神の代りに自然に赴いたのである。」と述べ、莊子については言及していない。しかし一方、頼原退蔵氏は、莊子の影響を相当大きく見る。即ち、作風の変遷について、延宝八年(三十七歳)頃から、天和三年(四十歳)頃までを、蕉風時代の前期とし、老莊思想、漢詩の感化が強い時代であると説き、次に、貞享年間(四十歳代の前半)に書いた「蓑虫の説」については、「それは墨一色の世界で、老莊的な無為、自然を尊ぶ気持がよく現れており、書きぶりも静かである。」と評し、元禄五年(四十九歳)の「芭蕉を移す詞」については、「明らかに無為、閑静を楽しみたいというのであって、一見して老莊思想の影響がつよい。」と述べている。そして、「芭蕉俳文の特色は、一言にしていうと、静かなことであり、こうした静かさというものは、老莊思想、これと深いつな

がりのある禪などから導かれたように見える。」と結んである。<sup>(9)</sup>

## 2 貧困の場合（中国）

今、『莊子』の奇しくも「大宗師篇」の子輿しよと子桑しきやうの説話」構造と、芭蕉の「富士川の捨て子」の話の決着の構造」とに着目する。

大宗師…子輿與子桑友。而霖雨十日、子輿曰…子桑殆病矣！“裹飯而往食之。至子桑之門、則若歌若哭、鼓琴曰…父邪！母邪！天乎！人乎！”有<sup>レ</sup>不任其聲而趨舉其詩焉。

子輿入、曰…子之歌詩、何故若是？”曰…吾思夫使我至此極者而弗得也。父母豈欲吾貧哉？天無私覆、地無私載、天地豈私貧我哉？求其為之者而不得也！然而至此極者、命也夫！”

（筆者要訳：「子輿と子桑は親友であった。子桑は極貧の生活を送っていた。あるとき、子桑の困窮援助のため、食糧を用意して子輿が子桑を訪問すると、子桑は「父か、母か、天か、人か」とうたっていた。子輿はその歌の意味を訊ねた。子桑は「自分がこれほど貧しいのはなぜなのか。こうなることを父が望んだのか、母が望んだのか、あるいは天のせいか、人のせいか。父や母がこうなることを望んだはずがないし、天や人も自分だけを不公平に扱ったとは考えられない。自分がこのように貧しいのは天命なのだ」と答える。）」

## 3 芭蕉の捨て子も、莊子説話の貧困も、ともに天命帰因説

『莊子』の説話が道く決着点みちりを説く構造と、芭蕉が「富士川の捨て子」の決着点を説く構造とは酷似していると

いえよう。この酷似点を強調すれば莊子の解釈に傾斜する。莊子説話は、危機的極貧生活環境下にある子桑に親友の子輿が食物を用意して訪問したときの対話の脈絡中で「自分がこれほど貧しいのはどうしてなのか」について「自分がこのように貧しいのは天命なのだ」と決着する段の表記構造と、芭蕉の捨子の段の表記構造とが酷似しているのは、果たして、偶然的一致か、必然的一致かが問われる。さらに敷衍的にいえば、芭蕉は、莊子の説話を典拠にしているのか否かの問ともなる。<sup>(20)</sup>

#### 四 永島半次兵衛寛勝にみられる投機的商空間港町下関での米の買い付けをめぐる<sup>(21)</sup>

##### 1 漢語「投機」

i 嚴復<sup>(22)</sup>・speculation・漢語「屯待」・漢語「投機」

「投機」の語は「今日では経済用語として知られるが、もともと、これは禪用語である。経済学辞典によれば、投機に相当する英語はスペキュレーション (speculation) となっており、ラテン語のスペクラリー (speculari) 観察する、監視する) が語源である。この語源をもつスペキュレーションは熟考、推測という意味をもち、この訳語として経済学では投機をあてている。この訳語を最初に採用したのは誰で、いつからかはわからない<sup>(23)</sup>」とみえる。その「speculation」の訳語に「屯待」「投機」を採用した人物として嚴復<sup>(24)</sup>を挙げている論文、すなわち鈴木修次「嚴復の訳語と日本の「新漢語」」がある。同論文には次の記がみえる。

嚴復の翻訳は、用語の点からいって、中国においてもいまや古典になってしまった。民国十九年（一九三〇）、昭和五年にあたる）、上海の商務印書館から発刊された「嚴訳名著叢刊」は、上掲の八種をすべて収めているが、

卷末に「訳名表」の注記をつけ、嚴復の訳語と原語とを対比させるとともに、しばしば現代の中国社会ではこれこれのいい方をするのが普通であるという注記を施した。その注記を見ると、日本社会の用語と合致するものがきわめて多い。そうした現象を見ることによって、注記に示された現代中国社会の一般的いいかたのうち、日本語と合致するものは、日本漢語が流出して中国に定着したのではないかという予想がたてられ、日本漢語識別の“勘”を要請してゆくことができる。以下、紙幅が許す限り、その具体例を掲げてみよう。<sup>(26)</sup>

鈴木修次氏は嚴復訳語の具体例紹介として、以下「天演論」から始め“speculation”の項を掲げ次の如く紹介している。なお、本稿（小山一乗筆）では、『嚴訳名著叢刊』及び八種の訳書名と各詳細は紙幅上割愛する。

天演論 近人撰述、多以「進化」二字当之。

物競 (struggle for existence) 今通訳「生存競争」

天択 (selection) 今通訳「天然淘汰」。(正しくは natural selection とすべきものである。日本語の「自然淘汰」を用いると、中国伝統の「自然」の考え方に引かれて誤解を招く恐れがあるため、「天然淘汰」と置きかえたもの。) 人択 (artificial selection) 今通訳「人為淘汰」。

(進化論用語の日本社会における定着がいつごろにあるかは、拙著『日本漢語と中国』でふれた。<sup>(27)</sup>)

(中略)

任物之競 (free competition) 今訳「自由競争」。

簡息 (simple interest) 今訳「単利」。

繁息 (compound interest) 今訳「複利」。

殖量 (productivity) 今訳「生産力」。

過庶 (overpopulation) 「人口過剰」。

過富 (overproduction) 「生産過多」。

政約 (policy) 「政策」。

甲必丹 (captain) 「船長」。

屯待<sup>(28)</sup> (speculation) 「投機」。

〔「投機」という語彙は、『碧巖録』第十二則などに既に見えるが、意味は全く異なる。〕

以上の如くみえる。【筆者小山コメント：「屯待 (speculation) 『投機』」の項には「今訳」の記がみえない。『字通』の「屯」の「字訓」項には、「なやむ」の義がみえ、同じく『字通』の「待」の「字訓」項には「まつ」とみえるので「屯みながら機を待つ」の意味が鮮明になると筆者は思う。執筆者の鈴木修次の注記に「『投機』という語彙は、『碧巖録』第十二則などにすでに見えるが、意味は全く異なる。」とみえる。「今訳」との記について鈴木修次は「民国十九年刊行の『嚴訳名著叢刊』の巻末に附けられている「今訳（云云）」の注記が、すべて日本社会においてくふうされた「新漢語」であると断定することは早計であるが、しかしそれらのうちの多くの部分を占めるものが、ヨーロッパの学術を咀嚼し、消化するために日本においてくふうされた「新漢語」であることは否定できない事実である。したがって、これらの注記を通して、それが日本社会で生まれた「新漢語」である可能性が強いという見当をつけてゆくことができる<sup>(29)</sup>。」との指摘がみえる。】

## ii 中村元編『続仏教語源散策』、「投機」の項の解説

a 漢語「投機」の用語法と「経済学」の用語法との関わりに関しては次の解説がみえる。

経済学の方でいう投機とは、価格変動がはげしく、かつ見通しがつけにくい商品を対象にして行われる売買行為のことをいう。計画経済でない場合、経済の将来の変動を完全に予見することは不可能であり、したがって売買には必ず損失の危険が随伴するわけである。予見能力が特にすぐれた人がそれにしたがって売買して、大きな利益を得る目的で行う売買が投機といわれている。いま述べたように商品の価格変動がはげしく、見通しがつけにくい気運の変化を機と考えているようで、それに金銭を投ずる、あるいは商品の価格変動（機）を予見し、予見が変動に適合する（投）ことが経済学における投機の意味であろう。<sup>30)</sup>

b 元来の禅用語としての「投機」の用語法に関しては次の解説がみえる。

この投機はもとは実は禅用語である。人間対人間の関係において用いられているものである。機の語にはさまざまな意味があり、用法によって意味も異なるが、通じていえるのは心のはたらき、能力を指す語である。心のはたらきの可能性が、何かのはずみで、例えば仏の教えに触れることによって作用する。凡夫の心のあり方が、仏弟子の修行に則った心のあり方への変化をもたらす素質が人間に本来具備されている。それを機といっている。機にも能力の差があり、教えを聞いて必ずさとりを得るもの、そうでないもの、そしてどちらとも決定しがたいものなどあるといわれる。このような意味から、機を、教えを聞く人、修行者あるいは弟子という意味にもと

る。<sup>(31)</sup>

C 「経済学が借用した投機の意味」の消息に関しては次の解説がみえる。

「投機」項の執筆者は、禪宗では「投機を弟子の機と師の機とが相投じて冥合することと解釈する。」として「経済学が借用した投機の意味」の消息に関して、次のように纏めている。

つまり師弟の互いの心のはたらきのやりとり、相手の心と感応し、道が交通し融通し通達しあうことよって心が開明し、さとする場合を投機といっている。心のはたらきは千変万化で、形もなく、色もなく、一処に定住するものでない。全くとらえどころのないものである。その心と心との冥合であるから、経済学で借用した投機の意味は、このへんのところをとったものである<sup>(32)</sup>か。

iii 胡新祥氏「中日近代新漢語についての研究―仏教由来漢語を中心に―」（二〇一八年）…漢語「投機」<sup>(33)</sup>  
「投機」の用例の渉猟と検討を踏まえて次のようにまとめている。長文だが敢えて引く。

#### まとめ

中国で仏教用語として誕生してきた「投機」は〈禪宗にて学人の機と師家の機と相投ぜるを云ふ。多くの場合には大悟徹底して佛祖の要機に合するを云ふ〉という意味であった。中国では宋の時代から「投機」が一般語に転用され、元、特に明と清の時代には、話し言葉で〈気が合う、意気投合する〉という意味で盛んに使われた。

そして、「投機」を文字通りに解釈して〈機会に投じる〉という使い方も見られるようになるが、〈意気投合〉の趣旨の「投機」は、用例は少なかった。一方、仏典とともに日本語に入ってきた「投機」は長い間仏教関係にしか使われていなかったが、日本人の漢詩漢文の資料には〈機会に投じる〉という意味も散見されるようになった。しかし、これはあくまでも漢文素養の高い人によるものであり、一般的に理解されたレベルのものではなかった。現代日本語における「投機」のマイナスイメージとは異なり、〈機会に投じる〉の「投機」は西郷隆盛などの使用例から見て、〈よいチャンスをうまく掴み取る〉というニュアンスであつて、むしろプラスの意味で捉えられていたと思われる。古代中国語で盛んに使われた〈意気投合〉の「投機」が日本語にあまり取り入れなかったのは、恐らく位相の問題があるのではないかと推測される。〈意気投合〉の「投機」は古代中国語では、主に口語の白話文に使われていた。これに対して、〈機会に投じる〉の「投機」は文語という位置づけであつたからである。ものを安く買い、高く売る行為は古くからあつたが、災害に乗じたりデマを流したりするような不正操作、及びそれをする悪徳商人のことを、日本語では従来「山をかける」、「山師」などと表現していた。一八八〇年代前後これらの和語の同義語として「投機」が見え始め、「投機」の対象は目に見える商品から株、先物などに拡大していった。中国へは、日清戦争以降、日本で成立した「投機」の新しい使い方が紹介され、現代中国語における使用へと繋がっていったのである。

以上の胡新祥氏の論文中に、「中国近代の啓蒙思想家・翻訳家」といわれる「嚴復」の氏名がみえるのは筆者の計数では、三カ所のみである（原文割愛）。三というのは、鈴木修次氏が「嚴復の翻訳は、用語の点からいって、中国においてもいまや古典になってしまった」というまさにその指摘のひとつの証左だと推察する。

## 五 漢語「差別」概観

1 漢語「差別」の使用例の概観（中国用例中の「日本語和訳」は胡新祥氏による）

i 日本の法律関連

a 日本国憲法第十四条

「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」とある。

【筆者コメント…この「差別」は、「人種、信条、性別、社会的身分又は門地」に関する「偏見や先入観などをもとに、特定の人々に対して不利益・不平等な扱いをすること」の意である。】

b 教育基本法要綱案（昭和二十一年十二月二十九日）

すべての国民は、均しく、その能力と適性とに應ずる教育を受ける機会を与えられなければならないもので、教育上、人種、信条、性別、社会的身分または門地の如何によつて区別せられないこと

【筆者コメント…馴致の漢語「差別」ではなく「区別」に留意する。】

c 教育基本法案（昭和二十二年一月十五日）

すべて国民は、ひとしく、その能力と適性とに應ずる教育を受ける機会を与えられなければならないもので、教育上、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位または門地の如何によつて差別されない。

【筆者コメント…馴致の漢語「差別」の採択がみえる。】

d (旧) 教育基本法三条（昭和二十二年三月三十一日公布・施行）

すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

e 教育基本法第四条（全面改正、平成十八年十二月二十二日に全面改正公布・施行、全十八箇条）…

1 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

【筆者小山コメント…審議案逐条の経緯の全文は紙幅上省くが、重要なものは「教育基本法要綱案（昭和二十一年十二月二十九日）では漢語「區別」が提案されていたけれども、次回案「昭和二十二年一月十五日」以降「昭和二十二年三月三十一日公布・施行の決定（案）」まで漢語「差別」が採択となった。漢語「差別」のプラス面とマイナス面との文言の両義性を付議した選取選捨の審議曲折相が穿たれる。さらに文言「能力に応ずる」が、五九年ぶりの改正教育基本法では文言「能力に応じた」に改正された。「応ずる」と「応じた」との差異に関する否定的批判が喧しい。つまり「第百六十五回国会、参議院、教育基本法に関する特別委員会公聴会、第一号、平成十八年十二月十二日（火曜日）」において、公述人（大内裕和氏<sup>34</sup>）による次の指摘がみえる。つまり、「能力に応ずる教育」は、「発達の必要に応ずる教育」という解釈がなされてきた。発達の必要に応じて、その時点での能力の格差を是正する方向で教育機会を保障することが目指されてきた。しかし政府法案の「能力に応じた教育」という文言は、「能力に応じて機会を配分する、つまり能力の上下によって教育機会は差別的に配分されることを容認する表現」であり「教育機会の不平等が促進されてしまう」<sup>35</sup>（太字は筆者）とみえ否定的批判がみえる。公述人の漢語「差別」使用は、マイナ斯的意味での使用に傾斜していることが窺える。】

ii 胡新祥氏拳例の漢語「差別」関連

a 「常觀色相男女好醜起種種差別」(長安沙門釋僧肇著『寶藏論』、本際虛玄品第三、太字筆者)「寶藏論第一卷」(胡新祥氏和訳・常に色相を觀察し、男と女、好いと醜い、種々の差別が起こっている)

b ① 差をつけて区別すること。Distinction ② 偏見などから、他よりも低く扱うこと(『日本語大辞典 第二版』講談社、一九九五)

c 「県産の米や水に加え、酵母も新たに作ることで「岐阜の味」として差別化したい」と同センターの担当者は意気込む。(朝日新聞二〇一七年五月二十日より)

【胡新祥氏コメント】一方、本来の意味である(① 差をつけて区別すること)は、「差別化」という形で用いられている、あるいは、「区別」などで言い換えられている。】

d 『現代漢語詞典第六版』(商務印書館二〇一二)

【差別】*chābie* 名形式或内容上の不同…毫無…縮小…兩者之間…很大。

(呂叔湘他『現代漢語詞典第六版』(商務印書館二〇一二) 第二三三頁)

(日本語和訳・名詞形式、あるいは内容の違い。)

【胡新祥氏コメント】現代中国語では、日本語と違って、「差別」には名詞的用法しかない。日本語に見られる「差を差別する」、あるいは「〜が差別される」のような動詞的用法は見当たらない。そして、意味的にも、日本語の「人種差別」に見えるようなマイナスの意味もない。さらに、「差別化戦略」のような、プラスの意味で用いられることもない。】

e 「人民政府建立以後、廢除了民族压迫、民族岐視政策、民族不論大小、一律平等。」

(胡起望他『盘村瑶族』民族出版社一九八三)

(日本語和訳文…人民政府が出来た以後、民族圧迫、民族を「岐視」(差別)する政策を廃止した。民族は大小を問わず、一律平等である。)

f 「不把」一碗水端平、而是对不同区域的消费者实行差别待遇、长此以往、相关跨国企业在中国消费者心目中的形象恐难维持。」(人民日报二〇一六年七月二十九日)

(日本語和訳文…一律平等ではなく、異なる地域の消費者に対して「差別」待遇を施す。長くなると、中国人消費者におけるそういう国際企業のイメージは崩れる恐れがある。)

g “無差別殺人” 概念源於日本、但如今在中国、這個詞愈來愈多地出現在公眾視野。」(『方園』二〇一三年九月)(日本語和訳文:「差別」殺人という言葉は日本に由来する。しかし、現在の中国においてこの言葉はますます広がっている。)

【胡新祥氏コメント…現代中国語においてしばしば耳にする「無差別殺人」という表現は間違いなく、現代日本語由来の語である】

h (胡新祥氏) 举例:『日本国語大辞典第二版』(小学館二〇〇二)

「(1) けじめをつけること。差をつけて区別すること。ちがひ。分別。しゃべち。しゃべつ。」

\* 大乘掌珍論天曆九年点(九五五)「自他宗に於て計度すること差別<sup>サベツ</sup>なるをもちて」

\* 西洋道中膝栗毛(一八七〇〜七六)〈仮名垣魯文〉五・上「船中港の差別<sup>サベツ</sup>なく洒落ちらしたる瓢軽同志」(後略)。

【胡新祥氏コメント(しゃべつ(差別)。補注:現在では「サベツ」と読むのが普通であるが、明治中ごろまでは「シャベツ」の読みの方が多く見られる。① 差をつけて区別すること」という意味が古いことが示されている。そして、

中国の『陳書・劉師知伝』の用例を掲げてあり、中国語由来の意味であることがわかる。一方、② 正当な理由なしに、他よりも低く扱うこと」という意味はそれほど歴史が長くない。これは中国語に見られない日本独自の用法である。(後略)

i 『漢語大詞典』(羅竹風他 一九八六)の記述

【胡新祥氏コメント】次に、参考として中国の『漢語大詞典』を見る。記述を『日本国語大辞典』に合わせて整え、用例に成立年代を付して対照できるように示した。】とみえる。

(1) 差異・不同。(差異、違い)

\* 百喻經・人謂故屋中有惡鬼喻(五世紀末)〈求那毘地〉「然諸衆生橫計是非、強生諍訟、如彼二人等無差別」

\* 送壽聖聰長老偈(蘇軾)〈一一〇八四〉「此二人者、有何差別。」

\* 日出・第四幕(曹禺)〈一九三五〉「頭等貨、三等貨、都是這麼一說、差別倒是很有限。」

(2) 區別、分別。(區別、分別)

\* 讀司馬法(六韜)〔姚鼐〕(清)「余嘗謂周秦以降、文辭高下、差別頗易。」

【胡新祥氏コメント】『日本国語大辞典第二版』と『漢語大詞典』の記述によると、「差別」は仏教由来の言葉、その後、中国語においても日本語においても一般語化したものである。ただし、日本語の字音読みは漢音、呉音の區別があり、仏教の世界では呉音に従って「しゃべつ」と発音され、漢音読みは「さべつ」となっている。「障碍」「變化」などの仏教由来語が、仏教の世界では呉音で「しょうげ」「へんげ」と読まれるが、日常生活においては漢音で「しょうがい」「へんか」と読まれるのと同様である。このように、「差別」が「さべつ」と読まれることは、一般語として認識された重要な手がかりともなる。】とみえる。

## j 仏教語としての「差別」

胡新祥氏は「差別」が仏教伝来による造語かどうか、「彫龍中国古籍庫」、北京大学中国語言研究中心 (Center for Chinese Linguistics PKU) の古代中国語データベース、台湾中央研究院の「漢籍電子文献」などの古代中国語データベースによって、調べてみた。」そして、「その結果、「差別」という語は確かに当初、仏教語として誕生し、その後、一般語に転用されたことが確認されるが、以下、それについて述べる。」として次を記している。(「符号イロハ」を付したのは筆者小山)

(イ) 「比丘白言。彼發意成就。因緣不成就者。此二事有何差別。世尊告曰。比丘。發意成就。因緣不成就。此是濡根。發意不成就。因緣成就。比丘此是利根。比丘白言。鈍根利根。有何差別。(『阿闍世王問五逆經』法炬西晋(二六五〜三二六))。〈日本語訳文…比丘曰く、彼は成就せよと決意したが、縁によって成就できなかった。この二つに何か差別が有るか。世尊告げて曰く。比丘、成就せよと決意しても縁によって成就できなかった、これは濡根だ。成就せぬと決意したが、縁によって成就できた、これは利根だ。比丘曰く、鈍根と利根、何か差別があるか。)

(ロ) 世尊。我坐菩提樹下。於一念中成阿耨多羅三藐三菩提已。願我世界無有日月光明晝夜差別除華開合。我成阿耨多羅三藐三菩提已。當以光明遍照三千大千世界。(『悲華經』曇無讖(二三八五〜四三三) 北涼)。〈日本語訳文…世尊。私は菩提樹の下に座す。一念の中に於いて阿耨多羅三藐三菩提を成した。願わくは、わが世界に日月光明、昼夜の差別がなく、花の開合<sup>38)</sup>だけは除く。わたしは阿耨多羅三藐三菩提を成し、光明を以て三千大千世界に遍く照らすべし。)

(ハ) 一切諸法唯依妄念而有差別。若離心念則無境界差別之相。(『大乘起信論』實又難陀(六五二〜七一〇)唐)。  
〈日本語訳文…一切の諸法は、ただ迷妄の執心によつて差別がある。若し心念を離れば、即ち境界、差別の相がない〉

【筆者コメント…上記の用例(イ)〜(ハ)から、仏教世界における「差別」は現代語の「違い、差異、区別」に相当することが察せられる。教育基本法立法審議過程で、文言「区別」が提案された経緯相は首肯できる。】

k 並列関係の同義字「差」と「別」から造語「差別」

【漢語大詞典】(羅竹風他 一九八六)には下記のような記述が見える。

①《荀子・榮辱》…使有貴賤之等，長幼之差，知愚能不能之分。(日本語訳文…貴賤の等級、長幼の差、智と愚、能と不能の分別をあらしめる。)

②《礼記・樂記》和、故百物皆化…序、故万物皆別。鄭玄注…別、謂形体異也。

(日本語訳文…和、故に万物皆化する…序、故に万物皆別する。鄭玄の注…別…いわゆる形体の異なりである。)

【(1) 胡新祥氏のコメント・提起…「差別」を二次元で考える。

〈1〉世の中の諸々の形体の物理的な違い、これを仏教の文脈によつて〈違い、差異、区別〉と解釈される。

〈2〉なぜ世の中の諸々の形体に違いがあるのか、これは仏教の世界観では、そのものの業力によるものである。

【筆者コメント…胡新祥氏は「この二次元分類から、「仏教の差別理論」として「仏教においては、〈世の中の諸々の形体の違い〉を理論的に、総じて「差別」と称するのである。」とまとめている。漢語「差別」が仏教經典で多用されている相については、「『仏教漢梵大辭典』(平川彰二〇〇三)をみると、「差別」に関連する語が多く収録

されていることでもわかる」と指摘し、用例計三〇語を採録している。<sup>(9)</sup> 次の通りである。

差別、差別上上昇進、差別之相、差別分別、差別心、差別効能、差別名、差別因縁、差別行相、差別：成立、差別更待餘因、差別求、差別身、差別性、差別法、差別則無有邊、差別建立、差別相、差別眞實、差別假立尋思、差別欲、差別智、差別衆名、差別義、差別義門、差別道理、差別慧、差別趣障、差別證、(計三〇語)

〔仏教漢梵大辭典〕平川彰二〇〇三〕

m 一般語に転用された漢語「差別」例(符号イロハは筆者小山)

(イ)「投機」、「普通」など多くの仏教用語が一般語に転用されたように、仏教語として誕生した「差別」も用いられているうちに、一般語に転用されていった。」と記して胡新祥氏は次を挙げる。

すなわち「上至天子，下及庶人，貴賤等級，尊卑差別，吉凶所用，罔不畢備。〔北史〕李延寿六五九。

〔日本語訳文…〔四序經〕 上は天子に至り，下は庶民に及ぶ。貴賤の等級，尊卑の「差別」、吉凶の所用，すべてを網羅している。〕(羅竹風他『漢語大詞典』(漢語大詞典出版社一九八六)第二卷第九七三頁。)

(ロ) 因論今宗室与漢差別。漢宗室只是天子之子封王，王子封侯，嫡子世襲，支庶以下皆同百姓，只是免其繇戍，如漢光武帝皆是起於民間也。〔朱子語類〕黎靖德一二七〇。)

〔日本語訳文…今宗室と漢との「差別」を論ずる。漢の宗室はただ天子の子が王と封され，嫡子はそれを世襲するだけ。支庶以下は百姓と同然，ただその戍役を免じるのみ。例えば，漢の光武帝など皆民間より興した。〕

(羅竹風他『漢語大詞典』(漢語大詞典出版社一九八六)第二卷第六二三頁。)

n 古典日本語における「差別」

胡新祥氏は「古典日本語における「差別」について、ジャパンナレッジの日本古典文学全集データベース、東京大学史料編纂所の諸データベース、大正新脩大藏經テキストデータベースを調査結果は、以下の通りである。」として次を記している。(イ)(ロ)の現代語訳文は「ジャパンナレッジの日本古典文学全集データベースによる」と胡新祥氏の記がみえる。

(イ)「涅槃経云、「雖得人獸尊卑差別、宝命重死、二俱無異云々」。(『日本靈異記』景戒 八二三)。

〈現代語訳…「涅槃経に、「人と獣の違いの中に、貴賤の差があるけれど、命をたいせつにし、死を重視する」というこの二つは、人間だろうが鳥獣だろうが、異なるところがない……。」〉

(ロ)「諸道に浅深を探り、諸事に浮沈を計り、万機に補佐として親疎の差別なかりき。」(『保元物語』作者不明 鎌倉時代)。

〈現代語訳…「諸道のたしなみは深く、事に当たっては冷静な判断を示し、執政に際しても公平無私であった。」〉

(ハ)「但至毀神社之罪者、依大小之差別有軽重之沙汰事也云々。(『建内記』万里小路時房室町中期)。

〈現代語訳…「ただし、神社を毀損する罪に至っては、大小の差別に依って軽重の沙汰がある事であるという。」〉

【胡新祥氏コメント…中国の仏教経典において「差別」は多用され、仏教のルートで日本に伝わってきた。用例の『日本靈異記』は日本最古の仏教説話集、その中には『涅槃経』の言葉が引用されている。そして、用例の『保元物語』と用例の『義経記』は軍記物語、用例の『建内記』は公卿の漢文資料であり、当時において「差別」は漢文および和漢混淆文において使われていたことがわかる。】

○ へボン<sup>(1)</sup> 『和英語林集成初版』(一八六七)、『二版』(一八七二)、『三版』(一八八六)

SHABETSU シヤベツシ 差別 n. Difference, distinction

Syn. WAKACHI, KEJIME, WADAME, KUBETSU. 21

【筆者小山コメント】：この背景は、「ローマ字のへボン式表記と日本式表記、訓令式表記問題を考える上で興味深い。」  
 「へボン式ローマ字」の考案者へボンと、田中館愛橘考案の日本式とがあり、一九三七年、日本式とへボン式との妥協案として日本政府が定めたものを訓令式という。三つの詳細は割愛する。なお、へボンの『和英語林集成三版』（一八八六）に「TOKI トウキ 投機 n.Speculation: —sho, a speculating merchant —gyo, speculating business」とみえる。なお「*shō*、*a speculating merchant*」の記は見えぬ。】

a 「しゃべつ」から「さべつ」く。——「大体一八八二（明治十五）年以降」説——

胡新祥氏は、「呉音読み・しゃべつ」の「漢音読み・さべつ」への転換について「大体一八八二年以降になると、ようやく「差別・さべつ」で安定する。」と指摘する。日本語における「差別」の一般語化は古かったが、幕末・明治期に至って漢音読みに転換するのは、当時の漢語尊重の時代背景と深い関係があると考えられる。」と記す。

日本語において「差別」は呉音読み「しゃべつ」で古くから使用されていたが、漢音読み「さべつ」に変化したのはいつ頃かについて、『明治期漢語辞書大系第一期』（松井榮一他、一九九五）収録の明治初期の漢語辞書『内外新報字類』（一八六八）、『新令字解』（一八六八）、『布令字弁初編』七編（一八六八）一八七二を調べたが「差別」自体が収録されていない。他方、『漢語字類』（一八六九）に「羊ノ部」別差別「さべつ」ワカチ。」と収録されている旨の胡氏の記がみえている。後の『掌中早字引集・布令日誌必用』（一八七〇）、『新撰字解』（一八七二）、『漢語類苑大成』（一八七三）、『広益熟字典・仮名引之部』（一八七四）等でも、「差別・さべつ」を確認できるけれども、「差別・しゃべつは見つからなかった。」との記がみえる。そして「幕末・明治期の日本語を忠実に記録したへボンの『和英語林集成』の諸版を調べてみたところ、『和英語林集成』における「差別」は「シヤベツ」と発音

されており、「サベツ」は見当たらなかった。」との記がみえ、ヘボンが採録してゐる「SHABETSU シャベツ 差別 n. Difference, distinction Syn. WAKACHI, KEJIME, WAIDAME, KUBETSU」という記がみえる。<sup>(23)</sup>

【胡新祥氏コメント：明治初期の漢語字典には「差別・さべつ」がある一方、「差別・しゃべつ」が見つからず、他方、『和英語林集成』の諸版には「シャベツ」だけあり、「サベツ」は見つからなかった。この不一致は、明治初期の漢語字典類が必ずしも当時の「差別」の発音を忠実に記録してゐるわけではないことによるように思われる。かりに忠実に記録したならば、少なくとも「差別・しゃべつ」も示すはずである。】とみえる。

#### q 差別に関する造語

例示に「差別関税」、「差別待遇」、「無差別級」がみえる。

#### r 不当な扱いとしての「差別」

「現代日本語において「差別」と言うと、まずは「あるものを、正当な理由なしに、他よりも低く扱うこと」の意と捉えるであろう。「差別」は、現在の意味に転義したポイントはその動詞化であると考えられる。管見によれば、「差別」が動詞として使われるのはだいたい一九一〇年代からである。」との胡新祥氏の記がみえる。

## 六 まとめ

(一) 胡新祥氏涉獵の用例で、漢語「差別」の根幹的原初的例と推察される「常觀色相男女好醜起種種差別」(「常に色相を観察し、男と女、好いと醜い、種々の差別が起こっている」)で、漢語「差別」の原初的意味を捕捉し確認し得た。次いで「①差をつけて区別すること。Distinction ②偏見などから、他よりも低く扱うこと」(『日本語大辞典 第二版』(講談社 一九九五))は、プラスの意味とマイナスの意味との両義性が簡明に示されていること

を確認した。

(二) 日本語における「差別」は、久しく呉音読みで「しゃべつ」と読まれてきたが、幕末・明治期に入り、漢文尊重の時代背景も関わって、漢音読みで「さべつ」と読まれ始めて、結果的に「次第に仏教世界から脱却」し始めたとの指摘を確認した。

(三) 胡新祥氏の指摘すなわち「明治初期の漢語字典には「差別・さべつ」がある一方、「差別・しゃべつ」が見つからず」、他方、ヘボンの『和英語林集成』の諸版には「シャベツ」だけあり、「サベツ」は見つからなかった。」ことを踏まえて、胡新祥氏の指摘すなわち「この不一致は、明治初期の漢語字典類が必ずしも当時の「差別」の発音を忠実に記録しているわけではないことによるように思われる。かりに忠実に記録したならば、少なくとも「差別・しゃべつ」も示すはずである。」という重要な指摘を確認した。欧化政策盛んな時代に、「読み」は、本邦サイド版は「さべつ」読み、他方西欧サイド和英版は「しゃべつ」読みというのは極めて興味深い。

(四) ヘボンが「SHABETSU シャベツ 差別 n. Difference, distinction」として「呉音読みの漢語「差別」を採録していることを確認した。この訳業は、令和時代の今日の学校教育でのローマ字教育の表記法と、パスポートでの表記法との差異問題による混乱の遠因になっていると考えられることをも確認した。「呉音読み・しゃべつ」が「漢音読み・さべつ」になったのは「大体一八八二年以降になると、ようやく「差別・さべつ」で安定する」(胡新祥氏指摘)とみえる。一八八一年は国会開設の詔(明治十四年の政変)、一八八二年は日本銀行創立の時局である。

(五) 胡新祥氏は「現在の(あるものを、正当な理由なしに、他よりも低く扱うこと)という意味の「差別」は、一九一〇年代から日本語に見られるようになり、意味変化の重要なきっかけは「差別」の動詞化であると考えられる。」との指摘がみえる。筆者は留意したいことがある。日本歴史上、個人次元の平等・差別問題と並んで、幕末

期締結の周知の差別的不平等条約改正問題は爾来いわば国家という人格の差別解決課題であった。一九一〇年代前後までは、差別的不平等条約の改正が国家課題で、一八九四年に日英通商航海条約（治外法権の撤廃）、一九一一年に日米新通商航海条約、関税自主権回復（条約改正の完成）と差別改正が続く。漢語「差別」が意識化され、問題は一人の人権論にとどまらないことを確認した。

(六) マスコミの用例すなわち「県産の米や水に加え、酵母も新たに作ることで「岐阜の味として差別化したい」と同センターの担当者は意気込む。」（朝日新聞 二〇一七年五月二十日より）では、動詞的用法のプラスの典型的面を確認した。ビジネス界ではプラスの意味で造語「差別化」が使用されているが、胡新祥氏が指摘するように語頭に「差」がつくと「差をつけて他社の商品と区別する」となり負の面が滲む。なお「差別化戦略とは、競合他社の同種の商品、サービス、製品との競争に勝ち抜くために、自社商品に機能面やサービスの面で他社商品にはない明確な差異をつくり、その差異を商品の優位性としてアピールすることで、消費者に自社の商品を選んでもらいやすくする競争戦略の一つ（略）」<sup>(4)</sup>だが、「差別化により顧客が認知する価値が上がっていること」つまり合理的な価値基準に基づく「価値の認知」が差別化戦略成立基盤として絶対条件であり他者蔑視の偏見とは異質である。

(七) 法的に問題化する差別問題を、漢語「差別」として相対化し、日本国憲法での「差別」規定をうける下位法の新旧教育基本法での「差別」規定を、嚆矢の（旧）教育基本法第三条立法審議案として紆余曲折の漢語「区別」から漢語「差別」へ曲折する経緯相を確認した。漢語「差別」の正負の両義的根柢的検討の視界と必要性とを確認し得た。

(八) 漢語「差別」は「みんなで手繋ぎゴール」論争の論点を語る語であり、旧教育基本法文言「能力に応じて」が、改正で「能力に応じた」となり、能力の上下によって教育の機会が差別的に配分されることを容認する表現だ

とする否定的批判をみたが、この論は、マイナスの意味の漢語「差別」の論の惹起となることを確認した。

(九) 拙前稿より提題の、松尾芭蕉『野ざらし紀行』の「富士川の捨て子」への芭蕉の、一見薄情・非道にもみえる透徹した語りかけに潜在する思想構造と、莊子の酷似説話思想構造との中日比較をして酷似点を確認した。

(十) 寛勝(忍照)は造り酒屋当主で、身土不二、日々玄界の潮風に病弱の身をさらしながら私財を投げうって享保大飢饉難民救済のために、仏教的福祉思想を据えながら、投機的商業空間の下関に米の調達に現れる忍照の所業に、仏教由来の投機経済思想具現を看取させられることを確認した。スペキュレーション (speculation) の訳語に禅宗由来の漢語「投機」を当てているとみえる訳者嚴復の存在を確認した(鈴木修次氏論文)。

なお、日本国憲法と新旧教育基本法における漢語「差別」は、能力に関しては、プラスの意味において、個々の学習者間において「区別」・合理的「差別」は否定してはいないはずを思量して今後の筆者の研究課題としておきたい。また、本稿では紙幅上用例を多く取り扱えなかつた漢語「投機」については今後の整理課題としたい。

【附記】本稿作成に際し、胡新祥氏「中日近代新漢語についての研究——仏教由来漢語を中心に」に多くを学び多くを引用させていただいた。ここに記して心より謝意を表したい。

前稿同様、本稿作成に際しても、福津市教育委員会及びとくに文化財係の南時夫氏には、研究者のお立場から史料資料の縦断的(通時的)・横断的(共時的)観点の意義に関する貴重なご意見を賜り大変刺激となりました。さらに引き続き貴重な資料のご紹介ご高配を賜り、心より謝意を表したい。

- (1) 胡新祥氏「中日近代新漢語についての研究——仏教由来漢語を中心に」の「1近代新漢語について」の項。
- (2) 胡新祥氏「中日近代新漢語についての研究——仏教由来漢語を中心に」の「1近代新漢語について」の項。
- (3) 胡新祥氏「中日近代新漢語についての研究——仏教由来漢語を中心に」の「1近代新漢語について」の項。
- (4) 海後宗臣『教育原理』(朝倉書店、一九五〇)において、教育が成立する場面を、陶冶・教化・形成という三つの基本構造として分類している。陶冶の基本構造(教育者・媒介物(教材)・被教育者(学習者)三者皆見かけ上登場)。教化の基本構造(見かけ上教育者不在、教材、学習者の二者が登場)。形成の基本構造(被教育者(学習者のみ)。
- (5) 福岡町史編集委員会『福岡町史 通史編』、福岡町(現福岡県福津市)、平成十二年、四六七頁。
- (6) 『広辞苑』(第七版)、「差別」の項。
- (7) 翌年(一七三三、享保十八年)江戸に米一揆起こる。
- (8) 井上隆三郎『健保の源流 筑前宗像の定礼』西日本新聞社、一九七九年、二四四頁。
- (9) 山口県下関市の旧名は、赤間関(あかまがせき)、「赤馬関」、「馬関」ともいう。
- (10) 関順也「近世港町の発展と転換過程——幕末期下関商業の分析」、山口大学東亜経済学会『東亜経済研究』、三十六(三)、一九六二年十月、二三頁。
- (11) 関順也「近世港町の発展と転換過程——幕末期下関商業の分析」、山口大学東亜経済学会『東亜経済研究』、三十六(三)、一九六二年十月、三二頁。
- (12) 『広辞苑』(第七版)の「しょうまい」の項に「①現在ある米こめ。②実際に取引される米。実米。実物米。↑空米くうまい。」とみえる。
- (13) 小学館『日本大百科全書(ニッポニカ)』の「享保の飢饉」の項。
- (14) 『広辞苑』(第七版)の「蔵米」の項に「①江戸時代、領主の倉庫に貯蔵した米穀。②江戸幕府所属の浅草米蔵に貯蔵した扶持米ふちまい。③江戸時代、諸大名が年貢米を貨幣化するため、大坂などに設けた藩の蔵屋敷を通じて払い出した米穀。」とみえる。
- (15) 松尾芭蕉『野ざらし紀行二』(一六八四(貞享元)年秋～翌年四月)
- (16) 『広辞苑』(第七版)の「ふじむらつくくる」藤村作「フヂ…」の項に「国文学者。福岡県生れ。東大卒、同教授。江戸文学、特に西鶴を研究。編「日本文学大辞典」、著「訳註西鶴全集」「上方文学と江戸文学」など。(一八七五～一九五三)

- とみえる。
- (17) 『広辞苑』(第七版)の「えばらーたいぞう」【頼原退蔵】・「ザウ」の項に「国文学者。長崎県生れ。京大教授。江戸文学、特に俳諧を研究。著「俳諧史の研究」「江戸文芸論考」「江戸時代語の研究」など。遺稿「江戸時代語辞典」。(一八九四～一九四八)」とみえる。
- (18) 藤井晴子「芭蕉の精神形成 莊子と芭蕉」、『道草的俳句論』藤井晴子評論集』邑書林、一九九八年、<http://yaka.no.cococan.jp/as/cgi-bin/dfrontpage/idenakase/sousitobasyouthn> (令和三年二月三日閲覧)
- (19) 藤井晴子前掲『道草的俳句論』藤井晴子評論集』。
- (20) また、「我と来て遊べや親のない雀」と歌う小林一茶ならどうするかの問いが筆者には惹起するが別稿に譲る。
- (21) 井上隆三郎「健保の源流 筑前宗像の定礼」西日本新聞社、一九七九年、二四四頁。
- (22) 鈴木修次「嚴復の訳語と日本の「新漢語」において、嚴復の存在と訳業とを知り「中日の新漢語」生成が多難であったことを学んだ。また近年、胡新祥氏「中日近代新漢語についての研究——仏教由来漢語を中心に」においては、仏教由来の中日近代漢語における、平等と差別など対義語関係を明らかにして、史資料を縦横に渉獵した論文であり、そこから筆者の今後の研究の端緒を多く得た。
- (23) 中村元編『続仏教語源散策』東京書籍、昭和五十三年二月、二二四～二二五頁、「投機」(田上太秀筆)の項。
- (24) 『広辞苑』(第七版)の「嚴復」の項には「げんふく【嚴復】(Yan Fu) 中国の思想家・学者。福建侯官(福州)の人。字は又陵・幾道。清朝末期、英国に留学し、西欧近代思想を翻訳・紹介、知識層に大きな影響をあたえたが、のち伝統擁護を主張。「天演論」(T・H・ハックスリ「進化と倫理」)や「原富」(A・スミス「国富論」)などが代表的翻訳。(一八五四～一九二一)」とみえる。また、鈴木修次の論文のなかで、嚴復に関する紹介がみえる。(省略)
- (25) 『国語学』第一三二集、一九八三年三月三十日、四〇～五〇頁。
- (26) 『国語学』第一三二集、一九八三年三月三十日、四五頁。
- (27) 「拙著」の「拙」は鈴木修次氏。
- (28) 「字通」の「屯」の「字訓」の項には、「なやむ」の義がみえ、「待」の「字訓」の項には「まつ」とみえる。合わせて「なやみながらまつ」の意味となる。
- (29) 『国語学』第一三二集、一九八三年三月三十日、四九頁。
- (30) 中村元編『続仏教語源散策』東京書籍、昭和五十三年二月、二二四～二二五頁、「投機」(田上太秀筆)の項。

- (31) 中村元編『続仏教語源叢策』東京書籍、昭和五十三年二月、二二四～二二五頁、「投機」(田上太秀筆)の項。
- (32) 中村元編『続仏教語源叢策』東京書籍、昭和五十三年二月、二二四～二二五頁、「投機」(田上太秀筆)の項。
- (33) 日本における「投機」の対訳について胡新祥氏は「Speculation」と商行為の「投機」の対訳関係は、井上哲次郎らの『哲学彙初版』(一八八一)によって確立された可能性が考えられる。」と記している。(胡新祥氏「中日近代新漢語についての研究——仏教由来漢語を中心に」)、「投機」の項。
- (34) 松山大学人文学部・教員、専門は教育社会学。
- (35) 会議録テキスト表示(第百六十五回国会 参議院 教育基本法に関する特別委員会公聴会 第一号 平成十八年十二月十二日(火曜日)、公述人は大内裕和(松山大学人文学部・教員、専門は教育社会学)。
- (36) 『日本国語大辞典 第二版』の「色相」の項:「物質的存在がそなえる生滅無常のすがたをいう。肉眼で見ることができない一切の外物。かたち。さま。」
- (37) 『日本国語大辞典 第二版』によると、(梵) *anutara samyak sambodhi* の音訳。無上正遍知、無上正等覺とも訳す。真理を悟った境地。この上なくすぐれ正しく平等である悟りの境地)
- (38) 胡新祥氏筆注に「花びらが開いたり、合したりするという意と考えられる。」とみえる。
- (39) 平川彰『仏教漢梵大辞典』(霊友会二〇〇三) 第四一〇～第四一一頁。
- (40) 胡新祥氏「中日近代新漢語についての研究——仏教由来漢語を中心に」、「差別」の項。
- (41) ジェームス・カーティス・ヘボン(James Curtis Hepburn、一八一五～一九一一)は周知の「ヘボン式ローマ字」の考案者。例えば「シャ」を「*sha*」(訓令式)「*sha*」(ヘボン式)との対照が知られる。因みに、学校では「*Tutya*」(訓令式)を学ぶ。しかし、パスポートを取るときには「*sutchiya*」(ヘボン式)と書かないと認められない。なお、一八八五(明治十八)年に田中館愛橘が唱えた日本語と、ヘボン式(標準式)と呼ばれた)との妥協の産物として、一九三七(昭和十二)年に政府が定めたものを訓令式という。
- (42) 胡新祥氏「中日近代新漢語についての研究——仏教由来漢語を中心に」、「差別」の項。
- (43) 胡新祥氏「中日近代新漢語についての研究——仏教由来漢語を中心に」、「差別」の項。
- (44) M・E・ポーター著、土岐坤、中辻萬治、服部照夫訳『新訂 競争の戦略』、一九九五年。